ゆみこの議員活動報告書

2015.10.20　12

みなさん、こんにちは。お久しぶりです。

地方創生、人口減少対策、地域活性化 … 国や町は「早急に対策を」と声高に叫びますが、視線は遠い未来だけを見つめているよう。現実逃避かと思う程です。暮らしが成り立つには、夢を語るのと同じくらい足元を固めることも重要です。その足元が、今、ぐらついています。

9 月の議会、表には現れないところで大きな問題が提起されました。みなさんは何を感じ、どう考えますか？ご意見やご感想をお待ちしています。

発行：月形町議会議員　宮下裕美子

■〒061-0512 北海道樺戸郡月形町市南 1　TEL&FAX 0126-53-2611　町内テレビ電話 76-1019
■e メール　mail@yumiko3.net　■ホームページ http://www.yumiko3.net/　ブログ『ゆみこの日記』更新中

町と議会で何が起こっているのか ?!

月形町議会では、平成 27 年 9 月 8 日～15 日まで定例会がありました。北海道新聞(9 月 10 日朝刊)には「月形温泉とホテル　指定管理者 10 月 31 日で撤退　宿泊、当面休止へ」という衝撃的なニュースが取り上げられましたが、それのみ。特段の話題もないまま閉会した印象です。

討論と起立採決が 3 回

しかし、実際は、平成 26 年度一般会計決算で町の法令違反が疑われる重大な事実（詳細は内面）が明らかになり、討論と起立採決が計 3 回行われました（右図）。私の知る限り月形町議会でこれほどの審議があったのは初めてです。採決は全て僅差で「何事もなかったような結末」になりましたが、問われていたのは、これで終わりにできるような些細なことではありません。単なる担当者の間違いレベルではなく、明らかに役場組織の体質に関係する重大な問題なのです。

議会は、平成 26 年度一般会計決算を承認し、（この重大問題の一部を取り上げ審議する目的の）調査特別委員会設置を否決しました。つまり、議会はこの問題の審議を終わらせる結論を出したのです。が、これで問題が解決したのでも、明らかになったのでもありません。ただただ「疑念は残るものの、あとは町に任せる。」と、自らの意思で審議を打ち切ったのです。議会本来の責務（町民の代表者たちが、町民に代わって町政をチェックする。議論を通じて問題点を明らかにし、それを町民に説明する。）を放棄したとも取れる行為です。

意見交換のたたき台に

議会は審議を打ち切りましたが、議員個人として責務を果たすことはできます。私はこの報告書で、この問題の詳細と定例会での経過、私の見解を町民の皆さんにお伝えします。

この問題のとらえ方は議員によって違っているかもしれません。議員は個別に選ばれた存在なので当然です。何が同じで、何が違うのか、この報告書をたたき台にして身近な議員に質問してみてください。月形町議会の全議員がこの審議に参加し、それぞれの判断の下で採決に参加しています。議員には説明責任があります。必ずやそれぞれの見解を説明してくれるでしょう。

もちろん私も、いつでもどんな質問にもお答えします。どうぞお気軽にお声かけください。

本会議での討論と起立採決結果（決算特別委員会採決は省略）

※議長（堀）は採決に不参加

■ 平成 26 年度月形町一般会計決算認定　→　認定

《討論》○ 賛成討論：金子　● 反対討論：宮下　笹木
《採決》○ 賛成　6：我妻　松田　大釜　楠　金子　平田
● 反対　3：出村　宮下　笹木

■「塵芥収集及び衛生センター管理業務」に関する調査特別委員会設置の発議／提出者：宮下／賛成者：笹木　→　否決

《討論》○ 賛成討論：笹木　我妻　● 反対討論：大釜　松田
《採決》○ 設置に賛成　4：我妻　出村　宮下　笹木
● 設置に反対　5：松田　大釜　楠　金子　平田

③ 認定こども園開設準備事業の事務処理

町は、平成 28 年度からの認定こども園開設を前に、準備作業を社会福祉法人札親会（認定こども園の母体となる「花の里保育園」の指定管理者）に業務委託しました。その平成 26 年度分の事務処理【事業設計と予算執行】に違法性があります。

問題は《業務委託》と《指定管理者制度》の混同

町の仕事を請け負ったことがある人ならご存じの通り《業務委託》は、町が設計した個別具体的な業務内容を、忠実に執行することが求められます。一方、《指定管理者制度》は業者の裁量を認めた仕組みで、事業の目的が達成できれば手法は業者に任されます。それぞれの仕組みも手続きも違うので、明確に分けて発注しなければなりません。

今回、認定こども園開設準備事業を札親会に発注した教育委員会は、事業設計の段階から両者を混同していました。この違法性に気付いた私は一般質問や予算審議で指摘し、見直しを強く求めましたが･･･。町長も教育長も「問題ない」と取り合わず、議会も不適切な事業設計のまま予算承認しました（平成 26 年 5 月臨時会）。

黒塗り資料から見えた違法な実態

決算特別委員会に先立ち、私は個人的に、情報公開制度による関係書類の開示請求を教育委員会に行いました。右の写真は、公開された書類**「認定こども園開設準備事業経費予算（平成 26 年度）【案】」**の業務委託部分です。合計以外の金額すべてが黒塗り!?　それに、予算案段階の書類に業者名が !!　驚きました。（この情報公開請求については、黒塗りの根拠、曖昧な説明、決算書類の非開示に対し、別途、制度に従い不服申立中です。）

資料の金額は黒塗りでしたが、違法な事業設計は確認できました。また、定例会での質疑と答弁によって不適切な執行（一部事業未実施にもかかわらず精算なし）の実態が明らかになりました。

知識がなければ判断できない

現段階においても、町や一部議員は「問題ない」と主張していますが、彼らは十分な調査や検討をした上で発言しているのでしょうか？

私は 4 年前、難解な法務を理解するため、研究者や実務者で構成された《議会事務局研究会》に入会、学びながら助言を受けてきました。その成果が「認定こども園開設準備事業の事務処理」の違法性発見と指摘になりました。この一連の経過が、議会における法務の重要性を学ぶ事例になることから、議会事務局研究会報告として寄稿、専門誌「日経グローカル No.254 2014.10.20」に掲載され、近く書籍にもなります。

このことからも、この事業設計に違法性があることは明らかです。さらに今回、不適切な執行も確認されました。それなのに、議会の結論はご存じの通り。これで「町民の負託に応える議会」と言えるのでしょうか。個々の議員に知識や認識や意欲がなければ、議会としてのチェックも適正化もできないのです。

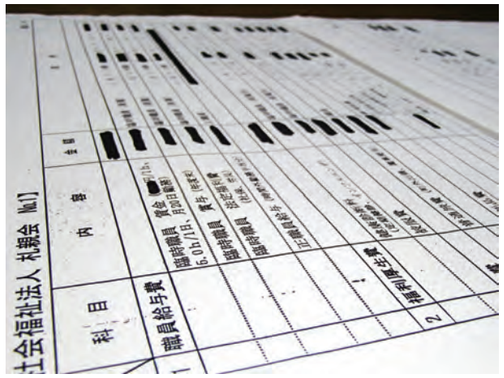

鍵は『町民の声』

「たかが事務、どうして重箱の隅を突くようなことをするのかね。」と感じた方もいらっしゃるでしょう。「されど事務」です。

事務手続きは町という公権力を制御する仕組み。これを軽視したところから不正や町民軽視が始まります。このことは議会も同じ。事務手続きをチェックする過程で事実を確認し、審議によって様々な論点を明らかにして、町民の皆さんに理解・納得してもらう材料を提供します。議論を止めてしまっては議会の意味がありません。

今回、違法性の疑われる3つの問題をお示ししました。この先、この問題を解明・是正するには、町民の皆さんの言動が鍵になります。このまま流れに任せて闇に葬るのか、議会が再度取り組むよう身近な議員に働きかけるのか･･･。

私はこれからも議会の場で、問題の解明と是正を求め続けると同時に、一人の町民・住民として【情報公開請求】や【住民監査請求】などの法的手段をとりながら、公正で透明性のある行政になるよう取り組んでいきます。

みなさん、故郷のために、暮らしのために、子ども達の未来のために一緒に行動しませんか。一緒に行動しましょう。（宮下裕美子）

法令違反の疑いは、コレ！

① 一者特命随意契約

町はみなさんの税金を使って、みなさんが月形町で暮らせるよう様々な仕事をしています。ごみ収集もその一つ。昔は町が直営で行っていましたが、時代の流れと効率性により 30 年前から業者に委託しています。

委託先選定の基本は入札

委託先を決めるときに重要なのが公平性と透明性です。ごみ収集のように有資格者が一人いればできる業務の場合、条件を満たす業者に競わせ、最も効率よくできる業者を選定します。これが入札です。また、町は単年度会計なので業務委託は通常 1 年契約。毎年、金額や業務内容の見直しを行います。

月形町のごみ収集（塵芥収集及び衛生センター管理業務）は、平成 27 年度から岩見沢市の焼却施設を利用する新システムになり、それに伴って委託業者を入札で決定、3 年契約としました。

では、平成 26 年度以前は･･･？

一者特命随意契約（町が 1 業者を選び、競わせることなく業務を委託する契約）でした。町長答弁によれば、町が直営から業務委託に切り替える時に入札で（株）富士工業を選定、それ以来 30 年間、ずっと一者特命随意契約で業務委託してきたとのことです。（近年の契約金額は表 1）

一者特命随意契約は 法令違反では？

一者特命随意契約は、町が好きな業者を選び、委託料も競い合わないことから、「うちの会社なら、もっと効率的に仕事ができるのに !?」と業者間の公平性が保てない場合や、「本当に適切な価格で委託しているのかしら？」と透明性に疑問を持たれる場合があります。そのため「例外的な契約方法」とされます。（一説には「針の穴に象を通す」イメージの）しっかりした選定理由が必要であり、契約内容や選定理由を積極的に公表する自治体が増えています。

地方自治法施行令（第 167 条の 2 第 1 項）には随意契約ができる 9 つの要件が記されています。少額（月形町財務規則では上限 50 万円）、障がい者・母子福祉に供する場合、緊急、入札が不調･･･など。これ以外にはできません。もし、この要件に合致する場合でも、少なくとも 2 者以上から見積書を提出させること（＝見積合わせ）で競争性を確保することとしています。

一者特命随意契約は超限定的・極特殊な状況です。

町長は選定理由を説明せず

約 30 年間にわたる一者特命随意契約について質問したところ、町長は「私の任期は平成 16 年 10 月からなので、約 30 年前、どうして一者特命随意契約にしたのか、私には答えられない。」「行政の継続性として（同じように行ってきた）。」「一者特命随意契約の問題を議会から指摘された記憶はない。」と答弁しました。一者特命随意契約を正当化できる“しっかりした”選定理由は答えず、むしろ、他者への責任転嫁と不作為（＝あえて何もしないこと）を認めたような答弁でした。

町長には《議決や法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において誠実に管理・執行する義務》があります（地方自治法第 138 条の 2）。これで義務を果たしていると言えるでしょうか？

チャンスは何度もあった

平成 26 年度まで 30 年間続いた“一者特命随意契約”期間中には、

① 様々な制度改革があり、指定管理者制度や入札に移行した委託もあった。気付く機会はあったはず。

② 業務委託は単年度契約。毎年予算化する際に事業精査が行われていたはず。

③ 監査委員からの決算審査意見書には「委託料が高止まりしている。委託料全般の見直しが必要。」の指摘が、数年来継続して記されている。指摘を真摯に受け止めれば、何か手を打ったはず。

このような事実が積み上がっているにもかかわらず、ごみ収集の委託を長年一者特命随意契約で続けてきた理由は何だったのか？　業者との癒着があったのでは？　疑問は何も明らかになっていません

表 1．塵芥収集及び衛生センター管理業務の年次別委託料　（単位：円）

年度	委託料総額（契約金額）	４ｔトラック経費内訳		
		車両償却相当費	税･保険･車検料	合　計
H15	28,360,080	0	0	0
H16	30,660,000	1,377,814	230,790	1,608,604
H17	31,992,000	1,282,936	230,790	1,513,726
H18	31,560,000	1,282,936	319,152	1,602,088
H19	32,230,000	1,282,936	345,558	1,628,494
H20	33,580,000	1,282,936	348,360	1,631,296
H21	31,190,000	0	362,520	362,520
H22	29,200,000	0	338,345	338,345
H23	29,550,000	0	330,596	330,596
H24	29,169,000	0	337,425	337,425
H25	29,304,000	0	337,425	337,425
H26	30,288,000	0	398,304	398,304

② ごみ収集 4t トラック

昨年まで資源ごみを収集していた 4t トラック。この 4t トラックは委託業者「（株）富士工業」の所有物のため、委託契約が切れた平成 26 年度末で業者が引き揚げました。これだけを聞くと「当然。」と思われるでしょう。しかし、この 4t トラックの取得方法・所有権・処分方法に疑念が残っています。

二転三転する答弁

私が 4t トラックについて質問をした際、担当者は当初「資源ごみの回収量が年々増えたため、トラックが必要になった。業者が車両を持っていたのでそれを賃借した。」と答弁。このあとに町から提出された資料が　表 1。賃借とは違う実態に質問を繰り返すと、説明は二転三転して最後は「4t トラックは業者が買い、その経費を町が負担していた。平成 20 年度まで、ごみ収集関係車両はこういう買い方をしていた。」となりました。

また「（説明が二転三転したのは）過去のことを突然聞かれたため。急に聞かれて間違った。」とも。しかし、町の言い分とは裏腹に、答弁途中には何度も休憩を挟んで繰り返し確認を行っていましたし、議会答弁の時に間違いかもしれない曖昧な情報を答えるなど、通常あり得ません。

結局、何も明らかにされずに終了しました。

町が全経費を支払った 4t トラックの所有権は委託業者？

表 1 には、車両代金を「車両償却相当費」として町が 5 年間支払っていたことと、毎年かかる税金・自賠責保険・任意保険・車検代を、全て町が支払っていたことが明記されていました。もちろん燃料代も全体の委託料から支払われています。つまり、4t トラックに関係する全ての経費を町が支払っていたのです。それなのに、所有権は（株）富士工業にあるとの説明でした。

一般常識で考えた場合、町が全経費を支払った 4t トラックの所有権は町にあるのでは？

実際、（株）富士工業には「町の所有物」という認識があったのかもしれません。私が聞いたところでは、契約期間が切れる平成 26 年度末頃、（株）富士工業は町に 4t トラックの寄附採納（＝寄付）を申し入れたものの、なぜか断られたので引き揚げたとのこと。そこで、決算特別委員会で副町長と住民課長に確認したところ「（寄附採納の話しは）聞いていない。」と回答。辻褄が合わない答弁に、本当はどうだったのか？　もう少し深く追求したい事項です。

いずれにせよ、4t トラックの経費を全て支払っていたことは事実。一般常識が通用するなら、今頃、4t トラックが町の財産台帳に載っていたかもしれません。または、残存価値分の収入があったかも。つまり、入るべき収入／財産が何らかの事情で入らなかったと言えます。

なぜ、面倒な買い方をしたのか？

町が最初から全経費を出すつもりがあったのに、

なぜ、業者に 4t トラックの所有権を与える買い方をしたのか？　この買い方による町のメリットは？

この買い方では、車の価格は業者の言い値になりかねず、値段交渉もできません。それに最も重要なのは、この業務委託は単年度契約（＝毎年、業者が代わる可能性がある契約）なのです。もし車両償却相当費を支払い終えた段階で業者が代わったら、たった 5 年落ちの残存価値が充分にある車両が無償で引き揚げられてしまうのです。つまり、町は大損。この買い方は町にとってリスクが高く、メリットのない方法と言えます。

ならば、なぜこのような方法をとったのか？

ここからは私の邪推ですが ... 業者と町が一者特命随意契約によって長期間契約する約束をしていれば、業者は長期間の安定した収入を得られ、町は大損するリスクを回避、そして ... 町と業者の癒着に発展しかねない事態 ... あくまでも邪推です。あしからず。

ただ、こういう疑念が抱かれるような状況が揃っているのは確か。まずは町からの充分な説明が必要で、議会もその場を設ける必要があると考えます。今のままでは疑念と邪推だけが膨らむ一方です。